

定 款

一般財団法人 I T S サービス高度化機構

一般財団法人 ITSサービス高度化機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人ITSサービス高度化機構（以下「本機構」という。）と称する。

2 本機構の英文名は、ITS Technology Enhancement Association（略称 ITS-TEA）とする。

(事務所)

第2条 本機構は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本機構は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本機構は、高度道路交通システムサービス（以下「ITSサービス」という。）における有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）及び狭域通信を応用したシステム（以下「DSRCシステム」という。）に関するセキュリティを確保するための機能・役割を担う業務並びにETCシステムやDSRCシステムの技術の高度化に関する調査研究業務等を行うとともに、それらの技術を活用した社会のニーズに応えるITSサービスの実施を支援することにより、道路利用者の利便性の向上と道路の効率的な利用に寄与し、もって国民生活の向上と経済の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ETCシステムに関する情報安全確保規格の提供に関する業務
 - (2) ETCシステムに関する識別処理情報の付与に関する業務
 - (3) DSRCシステムのセキュリティに関する環境の提供と運用に関する業務
 - (4) ETCシステム及びDSRCシステムに関する標準化
 - (5) ETCシステム及びDSRCシステムの普及促進
 - (6) ETCシステム及びDSRCシステムの技術の高度化に関する調査研究及び開発
 - (7) ETCシステム及びDSRCシステムの技術に関する情報収集・提供及び関係機関・団体との交流
 - (8) ETCシステム及びDSRCシステムの技術の活用に関する業務
 - (9) 上記に関する委託された業務の執行
 - (10) その他本機構の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、前条の事業を行うために不可欠なものとして理事会が決議する。

基本財産は、本機構の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 本機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本機構の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本機構の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剩余金の分配)

第9条 本機構は、剩余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 本機構に、評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員の構成は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第5条第10号及び第11号に準じたものとする。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 各々の評議員に対して、各年度の総額が10万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員の選任又は解任
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分及び除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 3 理事長は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、評議員会の日の5日前までに、評議員に対して通知しなければならない。
- 4 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。
- 5 前2項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第23条 本機構に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を専務理事、4名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長及び専務理事をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本機構を代表し、本機構の業務を総理する。

3 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本機構を代表し、理事長を補佐して本機構の業務を総括し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本機構の業務を分担執行する。

5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本機構の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員として選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任

により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 代表理事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選定された者が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任すことができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第30条 本機構は、理事又は監事の一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本機構は、外部理事（一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第113条第1項第2号ロに規定する外部理事をいう。）又は外部監事（一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第115条第1項に規定する外部監事をいう。）との間で、前項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本機構の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、法令に定める事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があつたとき
 - (3) 監事から、法令で定めるところにより、招集の請求があつたとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前項によりがたい場合は、その他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前項の規定によりがたい場合は、理事会の議長は出席した理事の互選により定める。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、本条は、第25条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第8章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第40条 本機構に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事長に助言する。

- 3 参与は、理事長が委嘱した特別の事項について意見を述べる。
- 4 顧問及び参与は、理事長が委嘱する。
- 5 顧問及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前各項のほか、必要な事項は理事長が定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第42条 本機構は、基本財産の滅失による本機構の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 本機構が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局及び職員

(設置等)

第44条 本機構の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に所要の職員を置く。

3 職員の任免その他事務局及び職員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本機構の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 雜則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本機構の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本機構の最初の代表理事は渡辺捷昭、業務執行理事は秋山由和及び尾田至とする。

附 則

この定款は、平成26年9月1日から施行する。